

# 京都精華大学大学院学則

1991年04月01日 制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 京都精華大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論および応用を研究・教授し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的および社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の点検および評価を行うため、委員会を設ける。
- 3 委員会に関する規程は、これを別に定める。
- 4 点検、評価の項目等については、これを別に定める。
- 5 本大学院は、第1項の点検および評価の結果について、本大学院の教職員以外の者による検証を行うものとする。

### (研究科)

第3条 本大学院に次の研究科をおく。

芸術研究科  
デザイン研究科  
マンガ研究科  
人文学研究科

### (課程)

第4条 本大学院に博士課程および修士課程をおく。

- 2 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)および後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。
- 3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。
- 4 博士前期課程および修士課程は、広い視野にたつて精新な学識を修め、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 5 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその高度な専門的業務に従事するに必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

### (専攻および収容定員)

第5条 研究科の専攻ならびにその入学定員および収容定員は、別表第1のとおりとする。

### (人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第5条の2 本大学院の研究科・専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

芸術研究科 芸術専攻 博士前期課程

専門領域にとらわれない多角的視点と柔軟な想像力を養い、芸術表現のさらなる探究を目的とし、新しい芸術文化の発信と高度な専門的スキルを有した人材の養成を目的とする。

芸術研究科 芸術専攻 博士後期課程

多種多様な芸術表現のジャンルを整理・融合させながら専門応用能力を養い、制作と理論との調和を軸に、高度に洗練された芸術表現手法と芸術理論の探究を目的とし、新しい芸術文化の発信と活性化に貢献できる人材の養成を目的とする。

デザイン研究科 デザイン専攻 修士課程

デザイン分野の社会動向に広い視野と見識を備え、デザイン受容者の潜在的ニーズの分析・研究を深め、実践的に社会に貢献できる高度な専門的スキルを有した人材の養成を目的とする。

#### デザイン研究科 建築専攻 修士課程

社会動向に広い視野と見識を持ち、建築分野において多様な側面から分析・研究を深め、実践的に社会に貢献できる高度な専門的技能を有した人材の養成を目的とする。

#### マンガ研究科 マンガ専攻 博士前期課程

国際的にも注目されるマンガ・アニメーション分野において、体系的な学術研究を深め、次代を担う新しい文化の発展に貢献できる高度な専門技能を有した人材の養成を目的とする。

#### マンガ研究科 マンガ専攻 博士後期課程

国内外の様々な要請に対応可能なマンガ・アニメーション分野について、多角的視点から学術研究を行い、制作および理論に関する特に高度な能力を有した人材の育成を目的とする。

#### 人文学研究科 人文学専攻 修士課程

人文諸科学を総合する学際的なアプローチにて、現代社会が直面する現実課題の探求を体系化し、実践的に社会に貢献できる高度な専門的技能を有した人材の養成を目的とする。

#### (研究科委員会および博士後期課程委員会)

第6条 本大学院に研究科委員会および博士後期課程委員会をおく。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する教授、准教授、講師および助教をもって組織し、研究科長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 研究科の責任者を研究科長とする。ただし、学部長との兼任を妨げない。
- 4 博士後期課程委員会は、当該研究科博士後期課程の担当教員をもって組織し、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

#### (研究科委員会および博士後期課程委員会の審議事項)

第7条 研究科委員会は、博士前期課程および修士課程に関し、また博士後期課程委員会は博士後期課程に関し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学（編入学・転入学を含む）、および課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会または博士後期課程委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

#### (学費等納付金および手数料)

第8条 入学検定料、入学金および授業料等の学費は、別表第2の通りとする。

- 2 前項に規定する既納の入学検定料、入学金および授業料等の学費は、原則として返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続の取り消しを願い出た者については、入学金またはこれに相当する金額を除く学費を返還する。
- 4 入学検定料以外の手数料については、別にこれを定める。
- 5 学費納入に関する規程は、本条に定めるものの他、別にこれを定める。

## 第2章 学年・学期・休業日・修業年限等

#### (学年)

第9条 大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期および授業日数)

第9条の2 1学年の授業日数は定期試験の日数を含めて35週、210日を下らないものとし、1学年を分けて次の学期とする。

- ① 前期 4月1日より9月30日まで
- ② 後期 10月1日より3月31日まで

#### (休業日)

第9条の3 休業日は次のとおりとする。

- ① 日曜日
  - ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - ③ 春季・夏季・冬季の休業期間は、年度ごとに定める。
- 2 学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。
  - 3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

(修業年限)

- 第10条 博士前期課程および修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

- 第11条 博士前期課程および修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。
- 2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。
  - 3 研究科委員会が有益と認めるときは、他の大学院研究科等における修学期間を修業年限に算入することができる。ただし、他の大学院研究科等における修学期間については1年を超えて算入することはできない。

### 第3章 入学・休学・退学等

(入学の時期)

- 第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第13条 博士前期課程および修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
  - (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了したものの。
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (9) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
  - (10) 外国において15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、または日本において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
  - (11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
    - (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
    - (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
    - (3) 文部科学大臣の指定した者

- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (7) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 外国の学校、第6号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (9) 大学を卒業した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者

#### (入学者の選考)

第14条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関し必要な事項は、別にこれを定める。

#### (入学許可等)

第15条 入学試験に合格した者は、学長が指定する期日までに所定の納付金を納入し、かつ必要書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により所定の納付金を納入し、かつ必要書類を提出した者に対し、入学を許可する。

#### (再入学)

第16条 退学した者または除籍となった者が、保証人連署のうえ、所定の様式により再入学を願い出たときは、研究科委員会または博士後期課程委員会の審議を経て、学長はこれを許可することができる。

2 再入学を願い出ることのできる期間は、退学の日または除籍の日より2年以内とする。

3 再入学の時期は学期の始めからとする。

4 再入学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

#### (転入学)

第17条 他の大学院に1年以上在籍した後、本大学院の研究科に転入学しようとする者については、選考のうえ、既に在学した大学院において履修した授業科目の内容と成績等を考慮し、学長は入学を許可することができる。

#### (休学)

第18条 学生が疾病その他の事由によって3ヶ月以上就学することができないときは、保証人連署のうえ、所定の様式により願い出て、休学することができる。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

3 休学の期間は通算して、博士前期課程および修士課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

4 休学の期間は、第10条および第11条に定める修業年限および在学年限に算入しない。

5 休学期間中の学費は、半期20,000円、通年40,000円とし、納入等に関する規定は第8条による。

6 休学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

#### (復学)

第19条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ、所定の様式により願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は学期の始めからとする。

3 復学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

#### (退学)

第20条 疾病、その他の事由によって退学または転学しようとする者は、保証人連署のうえ、所定の様式により願出しなければならない。

- 2 退学および転学に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。
- 3 懲戒による退学に関する規程は、第37条に定めるもののほか、別にこれを定める。

#### (除籍)

第21条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会または博士後期課程委員会の審議を経て、学生を除籍する。

- (1) 第11条に規定する在学年限を超えた者
  - (2) 第18条第2項および第3項に規定する休学年限を超えた者
  - (3) 所定の授業料等学費の納付を怠り、その督促を受けてもこれを納入しない者
  - (4) 第19条に規定する復学手続きのない者
  - (5) 本大学院での就学の意思のない者
  - (6) 本人が死亡したとき
  - (7) その他、学長が相当の理由を認めたとき
- 2 除籍に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

### 第4章 授業

#### (授業科目および単位数)

第22条 本大学院の芸術研究科において開設する授業科目および単位数は、別表第3—1に定める。

- 2 本大学院のデザイン研究科において開設する授業科目および単位数は、別表第3—2に定める。
- 3 本大学院のマンガ研究科において開設する授業科目および単位数は、別表第3—3に定める。
- 4 本大学院の人文学研究科において開設する授業科目および単位数は、別表第3—4に定める。

#### (学部開設科目等の履修)

第22条の2 学長は、教育研究上の必要に応じて、学生に授業科目を指定して、学部、本大学院の他研究科、他専攻および他課程が開設する授業科目を履修させることができる。

#### (単位の認定)

第23条 学長は、授業科目を履修した学生に対して、当該授業科目の試験および研究報告の成績を審査し、その結果に基づき、研究科委員会の審議を経て、相当する数の単位を与える。

#### (他の大学院との交流)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定に基づき、その大学院(以下「交流協定校」という。)との間に学生を交流し、学生に必要な授業科目を履修させ、または研究指導を受けさせることができる。

- 2 前項の規定に基づいて学生が履修した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院で履修したものとみなすことができる。
- 3 交流協定校の認定、交流協定校における学生の履修した授業科目の単位の認定、その他、他の大学院との交流に関する重要事項については、研究科委員会の審議を経て学長が決定する。
- 4 本条第2項の規定は、外国の大学院において授業科目を履修した場合においても準用する。
- 5 他の大学院との交流に関して実施上必要とされる具体的措置については、別にこれを定める。

#### (研究指導)

第25条 本大学院に在学する学生は、担当教員による研究指導を受けなければならない。

- 2 学長が教育上有益と認めるときは、学生は他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、博士前期課程および修士課程の学生にあっては1年を超えないものとする。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に他大学院において履修した授業科目について修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。ただし、学部学生と

して履修した科目については認めない。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、博士前期課程および修士課程の修了要件である単位数に算入することのできる単位数は、15単位を超えないものとし、かつ、第24条第2項に定めるものと合わせて20単位を超えないものとする。

## 第5章 課程の修了および学位

(博士前期課程および修士課程の修了)

第27条 博士前期課程および修士課程に2年以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または修士作品についての研究の成果の審査および最終試験に合格し、かつ学費等納入金について大学への諸債務を滞納していない者に対し、研究科委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

- 2 前項の審査および最終試験については、別にこれを定める。
- 3 在学期間については、優れた研究業績をあげた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了)

第27条の2 博士後期課程に3年以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文(研究科により博士作品を加える。以下「博士論文等」という。)の審査および最終試験に合格し、かつ学費等納入金について大学への諸債務を滞納していない者に対し、博士後期課程委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

- 2 前項の審査および最終試験については、別にこれを定める。
- 3 在学期間については、優れた研究業績をあげた者については、博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した場合にあっては、博士後期課程に1年以上、前条第3項の規定による在学期間をもって修了した場合にあっては、博士課程に3年(当該在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号から第4号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で優れた研究業績をあげた者の在学期間については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第28条 学長は、博士前期課程および修士課程の修了を認定した者に対して、修士の学位を授与する。

- 2 学長は、博士後期課程の修了を認定した者に対して、博士の学位を授与する。
- 3 博士の学位は、本大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本大学院の行う博士論文等の審査に合格し、かつ当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した者に対しても授与することができる。
- 4 修士および博士の学位の授与については、学長が定める。
- 5 本大学院が授与する学位の種類および専攻分野の名称は、次の通りとする。

芸術研究科

博士前期課程 修士(芸術)

博士後期課程 博士(芸術)

デザイン研究科 修士課程 修士(芸術)

マンガ研究科

博士前期課程 修士(芸術)

博士後期課程 博士(芸術)

人文学研究科 修士課程 修士(人文学)

- 6 学位に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

## 第6章 委託生・研究生・特別交流学生・科目等履修生および外国人留学生

(委託生)

第29条 本大学院において研修することについて、国・地方公共団体または他の教育機関から委託さ

れた者(外国人留学生を除く。)があるときは、本大学院における教授および研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の審議を経て、委託生として学長が入学を許可することができる。

2 委託生の委託料は、別表第2の①に規定する一般学生の授業料相当額とする。

(研究生)

第30条 本大学院の専任教員のもとで研究しようとする者があるときは、研究科委員会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 研究生の授業料等の学費は、別表第2の②に定めるところによる。

3 研究生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(特別交流学生)

第31条 第24条に規定する交流協定校の大学院学生が、特別交流学生として特定の授業科目の履修または研究指導を受けることについて、研究科委員会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 特別交流学生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(科目等履修生)

第32条 本大学院以外の者で1または複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本大学院における教育および研究に支障がなく、また、本大学院が指定する科目に限り、学長がこれを許可することがある。

2 履修を許可する授業科目の単位数は、1年度につき12単位以内とし、在学年限は1年以内とする。

3 科目等履修料等の納付金については、別表第2の③に定めるところによる。

4 科目等履修生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(外国人留学生)

第33条 勉学の目的を持った外国人で、第13条の要件を充足する者が、本大学院への入学を志願するときは、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

(教育免許状の取得・種類)

第34条 中学校教諭1種免許状および高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状同一教科に係る中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、中学校教諭専修免許状(美術・社会)および高等学校教諭専修免許状(美術・工芸・公民)とする。

(学芸員資格の取得)

第35条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法および同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館学芸員に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第36条 学長は、人物、学業ともに優秀な学生に対して、これを表彰する。

(懲戒)

第37条 学長は、本大学院の学則または規程に違反し、その他学生としての本分に反した者で、研究科委員会または博士後期課程委員会の審議を経て懲戒する。

2 学生の懲戒に関する規程は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

## 第8章 補則

### (補則)

第38条 この大学院学則の施行に関して必要な細則は、学長が定める。

### 附 則

第1項 この学則は、平成3年4月1日より施行する。

第2項 この学則は、平成4年4月1日より施行する。

第3項 この学則は、平成5年4月1日より施行する。

第4項 この学則は、平成6年4月1日より施行する。

第5項 この学則は、平成8年4月1日より施行する。

第6項 この学則は、平成12年4月1日より施行する。

第7項 この学則は、平成15年4月1日より施行する。

第8項 この学則は、平成16年4月1日より施行する。

第9項 この学則は、平成18年4月1日より施行する。

第10項 この学則は、平成19年4月1日より施行する。

第11項 この学則は、平成20年4月1日より施行する。

ただし、第18条第5項に規定する休学期間中の学費は、平成20年4月1日より在籍学生に一斉適用する。

第12項 この学則は、平成21年4月1日より施行する。

第13項 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

第14項 この学則は、平成23年4月1日より施行する。

第15項 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

第16項 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

第17項 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

第18項 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

第19項 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2に規定する授業料については、平成30年4月以前入学者に対しても一斉に適用するものとする。

第20項 この学則は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

第21項 この学則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

第22項 この学則は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

第23項 この学則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

第24項 この学則は、2026（令和8）年4月1日から施行し、2026年度入学生から適用する。ただし、第9条の3第1項および第32条第2項については2025年度以前入学生においても適用する。

### 別表第1(第5条関係)

研究科名	専攻	博士前期課程 および修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
芸術研究科	芸術専攻	20人	40人	5人	15人
デザイン研究科	デザイン専攻	10人	20人	—	—
	建築専攻	5人	10人	—	—
マンガ研究科	マンガ専攻	20人	40人	4人	12人
人文学研究科	人文学専攻	10人	20人	—	—
計		65人	130人	9人	27人

別表第2(第8条関係)

① 正規の学生の授業料等

1 入学検定料

費目	金額
入学検定料	35,000円

2 修了要件を「修士作品」「博士論文および博士作品」とする者

(1) 一般学生

	前期1期	前期2期	後期1期	後期2期	年間合計
入学金	200,000円	—	—	—	200,000円
授業料	262,500円	262,500円	262,500円	262,500円	1,050,000円
合計	462,500円	262,500円	262,500円	262,500円	1,250,000円

(2) 本学卒業生

	前期1期	前期2期	後期1期	後期2期	年間合計
入学金	0円	—	—	—	0円
授業料	262,500円	262,500円	262,500円	262,500円	1,050,000円
合計	262,500円	262,500円	262,500円	262,500円	1,050,000円

a. 本学学部を卒業し、本学研究科（修士課程、博士前期課程）に入学した学生

b. 本学研究科（修士課程、博士前期課程）を修了し、本学研究科後期博士後期課程に入学した学生

c. 本学学部を卒業し、他大学研究科（修士課程、博士前期課程）を修了後、本学研究科博士後期課程に入学した学生

3 修了要件を「修士作品」「博士論文」とする者

(1) 一般学生

	前期1期	前期2期	後期1期	後期2期	年間合計
入学金	200,000円	—	—	—	200,000円
授業料	187,500円	187,500円	187,500円	187,500円	750,000円
合計	387,500円	187,500円	187,500円	187,500円	950,000円

(2) 本学卒業生

	前期1期	前期2期	後期1期	後期2期	年間合計
入学金	0円	—	—	—	0円
授業料	187,500円	187,500円	187,500円	187,500円	750,000円
合計	187,500円	187,500円	187,500円	187,500円	750,000円

卒業生とは、次の者をいう。

a. 本学学部を卒業し、本学研究科（修士課程、博士前期課程）に入学した学生

b. 本学研究科（修士課程、博士前期課程）を修了し、本学研究科博士後期課程に入学した学生

c. 本学学部を卒業し、他大学研究科（修士課程、博士前期課程）を修了後、本学研究科博士後期課程に入学した学生

4 博士後期課程において、当該課程修了要件のうち博士論文の審査および最終試験を除き所定の教育課程を終えた後、引続き博士学位取得のため在学する者

a. 芸術研究科博士後期課程

	前期1期	前期2期	後期1期	後期2期	年間合計
授業料	104,250円	104,250円	104,250円	104,250円	417,000円

b. マンガ研究科博士後期課程

	前期1期	前期2期	後期1期	後期2期	年間合計
授業料	79,250円	79,250円	79,250円	79,250円	317,000円

② 研究生学費

	前期	後期	年額
作品制作を主とする場合	208,500円	208,500円	417,000円
理論研究を主とする場合	158,500円	158,500円	317,000円

京都精華大学大学院研究生学費算出基準

- (1) 研究生出願手数料＝大学院入学検定料×1/3
- (2) 研究生授業料＝（大学院入学金＋大学院授業料）×1/3
- (3) ただし、1,000円未満は四捨五入とする。

③ 科目等履修料

登録料(1年度につき)	15,000円
履修料(1単位につき)	15,000円

別表第3-1(第22条関係)

芸術研究科 芸術専攻

研究科	専攻	授業科目	単位数			備考	修了要件
			必修	選択	計		
芸術研究科 博士前期課程	芸術専攻	【共通基盤科目】				必修2単位を含め6単位以上	30単位以上修得および修士作品または修士論文
		表現特論		2	2		
		知的創造特論	2		2		
		プロジェクト企画演習		2	2		
		プロジェクトワーク演習1		2	2		
		プロジェクトワーク演習2		2	2		
		プレゼンター		2	2		

		シヨン演習					
		学術論文演習 1		2	2		
		学術論文演習 2		2	2		
		原書講読1		2	2		
		原書講読2		2	2		
		【専門特講科目】					
		芸術理論特講	2		2		
		表現領域特講 1		2	2		自研究科から4単位以上および他研究科から2単位以上、計8単位以上
		表現領域特講 2		2	2		
		表現領域特講 3		2	2		
		表現領域特講 4		2	2		
		【専門研究科目】					
		芸術研究1	4		4		必修16単位
		芸術研究2	4		4		
		芸術研究3	4		4		
		芸術研究4	4		4		
芸術研究科 博士後期課程	芸術専攻	表現研究計画 演習	2		2		14単位必修、かつ 博士論文および作品
		表現総合研究 1	4		4		
		表現総合研究 2	4		4		
		表現総合研究 3	4		4		

別表第3-2(第22条関係)

デザイン研究科 デザイン専攻

研究科	専攻	授業科目	単位数			備考	修了要件
			必修	選択	計		
デザイン研究科 修士課程	デザイン専攻	【共通基盤科目】				必修2単位を含め6 単位以上	30単位以上修得および修士作品または修士論文
		表現特論		2	2		
		知的創造特論	2		2		

		プロジェクト 企画演習		2	2		
		プロジェクト ワーク演習1		2	2		
		プロジェクト ワーク演習2		2	2		
		プレゼンテー ション演習		2	2		
		学術論文演習 1		2	2		
		学術論文演習 2		2	2		
		原書講読1		2	2		
		原書講読2		2	2		
		【専門特講科 目】					
		デザイン理論 特講	2		2		
		創造領域特講 1		2	2	自研究科から4単 位以上および他研 究科から2単位以 上、計8単位以上	
		創造領域特講 2		2	2		
		創造領域特講 3		2	2		
		創造領域特講 4		2	2		
		【専門研究科 目】					
		デザイン研究 1	4		4	必修16単位	
		デザイン研究 2	4		4		
		デザイン研究 3	4		4		
		デザイン研究 4	4		4		

デザイン研究科 建築専攻

研究科	専攻	授業科 目	単 位 数			備考	修了要件
			必 修	選 択	計		
デザイン研究科修 士課程	建築専攻	【共通基盤科 目】				必修2単位を含め6 単位以上	30単位以上修得お よび修士作品また

	表現特論		2	2	は修士論文
	知的創造特論	2		2	
	プロジェクト 企画演習		2	2	
	プロジェクト ワーク演習1		2	2	
	プロジェクト ワーク演習2		2	2	
	プレゼンテー ション演習		2	2	
	学術論文演習 1		2	2	
	学術論文演習 2		2	2	
	原書講読1		2	2	
	原書講読2		2	2	
	【専門特講科 目】				自研究科から4単 位以上および他研 究科から2単位以 上、計8単位以上
	デザイン理論 特講	2		2	
	創造領域特講 1		2	2	
	創造領域特講 2		2	2	
	創造領域特講 3		2	2	
	創造領域特講 4		2	2	
	【専門研究科 目】				必修16単位
	建築研究1	4		4	
	建築研究2	4		4	
	建築研究3	4		4	
	建築研究4	4		4	
	建築設計特講		2	2	
	先端建築技術 特講		2	2	
	建築家倫理特 講		2	2	
	建築構造演習		2	2	
	建築設備演習		2	2	

		建築工事監理 演習		4	4		
--	--	--------------	--	---	---	--	--

別表第3—4(第22条関係)

マンガ研究科 マンガ専攻

研究科	専攻	授業科目	単位数			備考	修了要件
			必修	選択	計		
マンガ研究科博士 前期課程	マンガ専攻	【共通基盤科目】				必修 2単位を含め 6単位以上	30 単位以上修得および修士作品または修士論文
		表現特論		2	2		
		知的創造特論	2		2		
		プロジェクト 企画演習		2	2		
		プロジェクト ワーク演習1		2	2		
		プロジェクト ワーク演習2		2	2		
		プレゼンテー ション演習		2	2		
		学術論文演習 1		2	2		
		学術論文演習 2		2	2		
		原書講読1		2	2		
		原書講読2		2	2		
		【専門特講科目】				自研究科から4単 位以上および他研 究科から2単位以 上、計8単位以上	
		マンガ理論特 講	2		2		
		マンガ領域特 講1		2	2		
		マンガ領域特 講2		2	2		
		マンガ領域特 講3		2	2		
		マンガ領域特 講4		2	2		
		【専門研究科 目】				必修8単位、選択 科目8単位以上(実 技系はマンガ学基 礎演習1・2、理 論系はマンガ学基 礎講義1・2を修 得すること)、計	
		マンガ研究1	2		2		
		マンガ研究2	2		2		
マンガ研究3	2		2				
マンガ研究4	2		2				

		マンガ学基礎演習1		2	2	16単位以上		
		マンガ学基礎演習2		2	2			
		マンガ学基礎講義1		2	2			
		マンガ学基礎講義2		2	2			
		マンガ学特殊講義1		2	2			
		マンガ学特殊講義2		2	2			
		マンガ学特殊講義3		2	2			
		マンガ学特殊講義4		2	2			
マンガ研究科博士後期課程	マンガ専攻	マンガ研究計画演習	2		2		14単位必修および博士論文	
		マンガ総合研究1	4		4			
		マンガ総合研究2	4		4			
		マンガ総合研究3	4		4			

別表第3—4(第22条関係)  
人文学研究科

研究科	専攻	授業科目	単位数			備考	修了要件
			必修	選択	計		
人文学研究科修士課程	人文学専攻	【共通基盤科目】				必修2単位を含め6単位以上	30単位以上修得および修士作品または修士論文
		表現特論		2	2		
		知的創造特論	2		2		
		プロジェクト企画演習		2	2		
		プロジェクトワーク演習1		2	2		
		プロジェクトワーク演習2		2	2		
		プレゼンテーション演習		2	2		
		学術論文演習		2	2		

	1				
	学術論文演習 2		2	2	
	原書講読1		2	2	
	原書講読2		2	2	
	【専門特講科目】				自研究科から4単位以上および他研究科から2単位以上、計8単位以上
	表象領域特講1		2	2	
	表象領域特講2		2	2	
	表象領域特講3		2	2	
	表象領域特講4		2	2	
	【専門研究科目】				必修8単位を含め 16単位以上
	人文学特殊講義1		2	2	
	人文学特殊講義2		2	2	
	人文学特殊講義3		2	2	
	人文学特殊講義4		2	2	
	人文学特殊講義5		2	2	
	人文学特殊講義6		2	2	
	人文学合同演習	2		2	
	人文学基礎演習	2		2	
	人文学演習1	2		2	
	人文学演習2	2		2	